

仕 様 書

1 件名	令和9年度 福岡都市圏南部工場 余剰電力(非バイオマス電力)売却
2 履行期間	令和9年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
3 予定売電電力量	18,525,399 kWh ※ 非バイオマス電力の予定量であり, この数量を担保するものではない。
4 バイオマス比率	55 % ※ 平成27年1月から令和8年3月までの実績であり, 担保するものではない。
5 受給地点	福岡県春日市大字下白水104番地5所在の福岡都市圏南部工場の自家発電所構内に, 福岡都市圏南部環境事業組合が設置した開閉器の電源側接続点
6 接続電力系統	九州電力送配電株式会社
7 電気方式等	(1) 電気方式 交流3相3線式 (2) 定格周波数 60Hz (3) 受電電圧 60,000V (4) 受給最大電力 13,600kW
8 発電設備	<蒸気タービン発電設備> (1) 形式 抽気復水タービン (2) 定格出力 16,700kW (3) 燃料 一般廃棄物
9 認定発電設備	本施設は,「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第2条第5項に規定される認定発電設備である。 (1) 設備の区分 一般廃棄物発電設備(施行規則第2条第二十号) (2) 調達期間 平成28年1月22日から令和18年1月21日まで (3) 調達価格に係る補助金 該当なし

<p>10 電力供給上の協力</p>	<p>(1) 発注者は受注者の要求に基づき、原則として、月1回の頻度で売電電力量供給計画を提供する。ただし、計画を変更する場合は、変更日の前日9時までに通知する。</p> <p>(2) 発注者は受注者の要求に基づき、10月末までに翌年度の売電電力量供給計画を提供する。</p> <p>(3) 売電電力量供給計画とかけ離れる事態が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合は、発注者は受注者に対し速やかに通知する。</p>
<p>11 バランシンググループの形成</p>	<p>(1) 本発電設備の非バイオマス電力について、受注者は発電契約者として、発電バランシンググループを形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結すること。ただし、これによりがたい場合は、受注者以外の事業者が発電契約者となる発電バランシンググループに加入すること。</p>
<p>12 その他</p>	<p>(1) 本契約で売却する非バイオマス電力は、福岡都市圏南部工場の余剰電力全体から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第2条第4項第5号に定めるバイオマス電力を除いた電力であり、非バイオマス電力及び非バイオマス電力量は送配電事業者より通知される。</p> <p>(2) 本契約で売却する非バイオマス電力は、非FIT非化石電源から発電される電力として認定を受け、「非化石価値」を有している。非バイオマス電力量と併せて、非FIT非化石証書にて「非化石価値」を提供する。 非FIT非化石証書の種類は、「非FIT再エネ指定なし」である。 国(認定機関)への各月ごとの電力量申請は、受注者にて行うこととする。</p> <p>(3) 令和9年度の定期点検等による停止期間は、令和10年1月11日～令和10年1月29日を予定している。</p> <p>(4) 発電側課金については、発注者が負担するものとするが、受注者が支払う毎月の電力料金(買取料金)と相殺し精算することを原則とする。また発電側課金の一般送配電事業者への支払業務は受注者が行うこと。</p> <p>(5) 前項において発電側課金が電力料金(買取料金)と相殺できなかった場合、発注者は相殺不可分を九州電力送配電株式会社に直接支払うものとする。</p> <p>(6) 本発電設備は、容量市場には参加していない。</p>